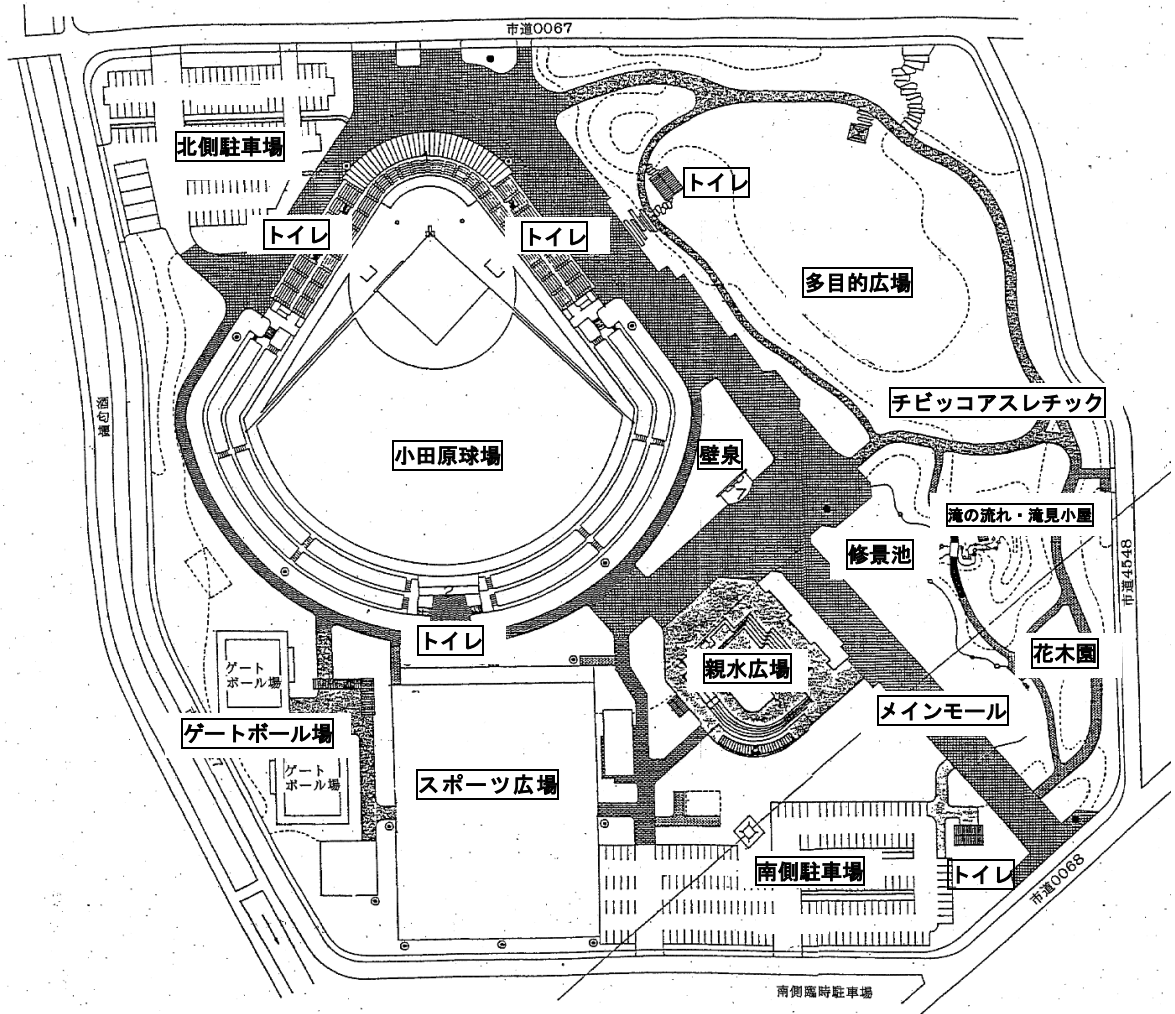


# 上府中公園維持管理水準書

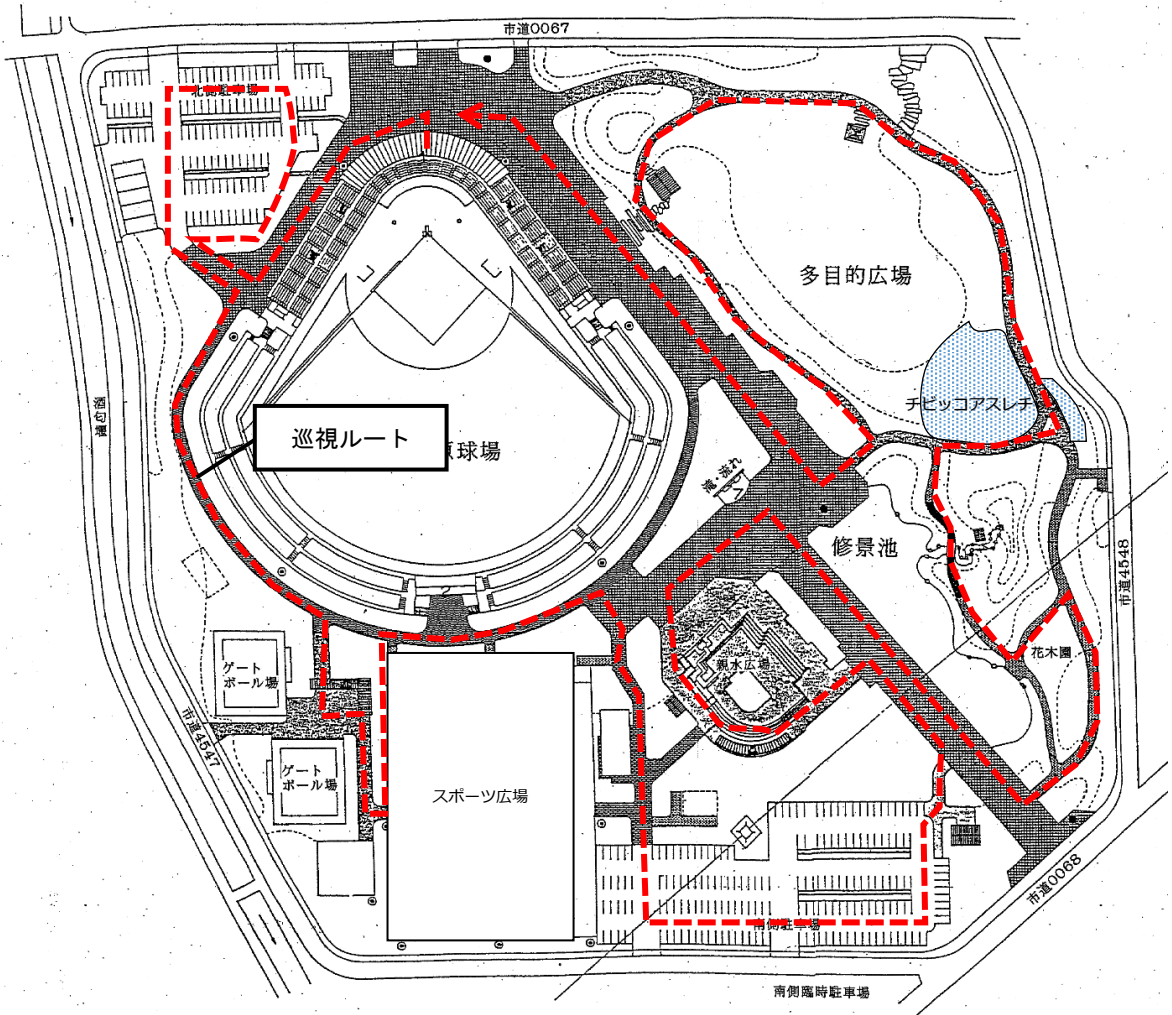
- 全 体 概 要
- 園 地 の 巡 視 ・ 清 掃
- 植 物 の 維 持 管 理
- 施 設 ・ 設 備 の 維 持 管 理
  - ・ 小田原球場
  - ・ 小田原球場以外の主要施設
  - ・ その他
- 夜 間 ・ 休 場 日 の 警 備

平成 30 年 8 月

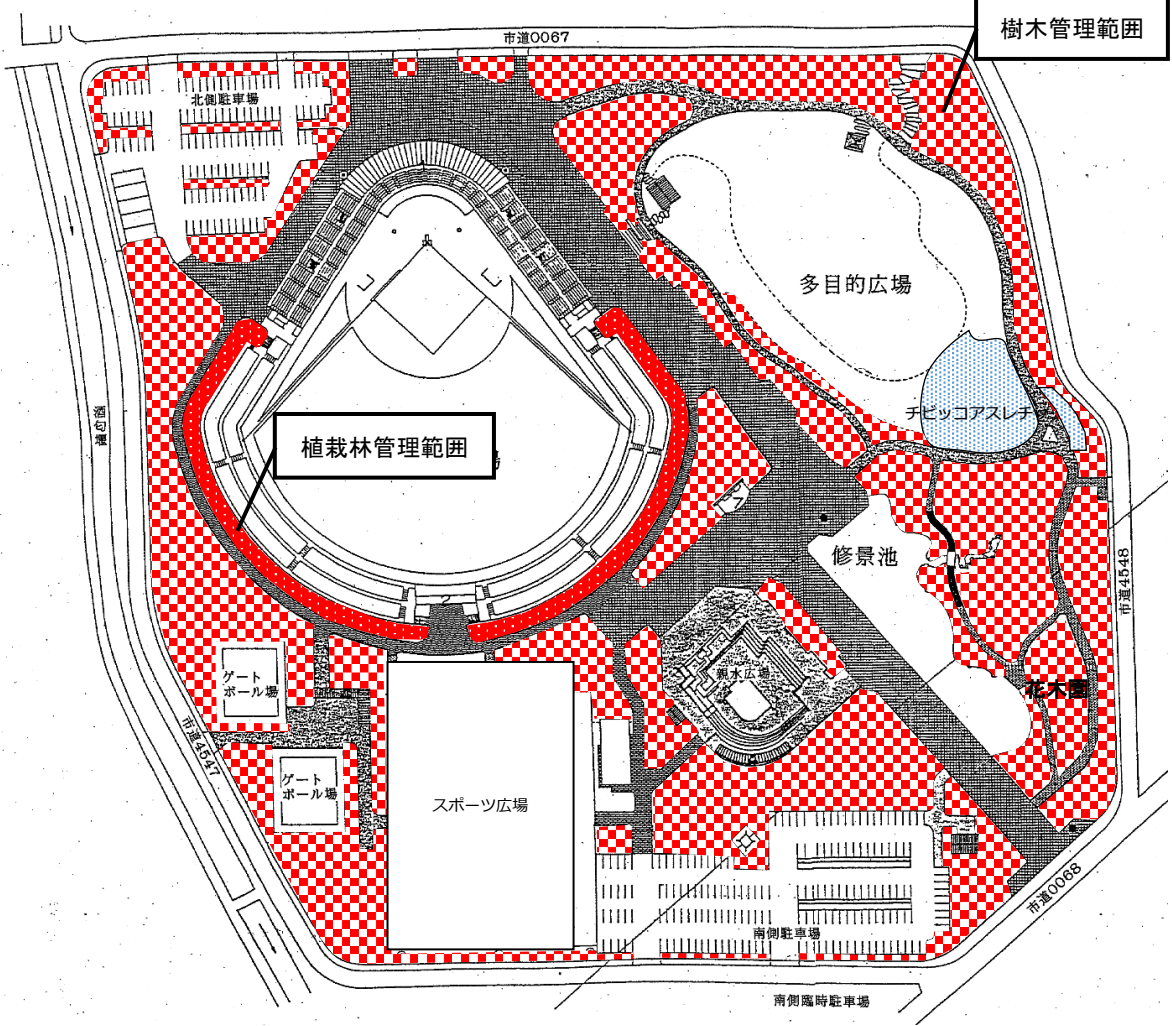
小田原市建設部みどり公園課



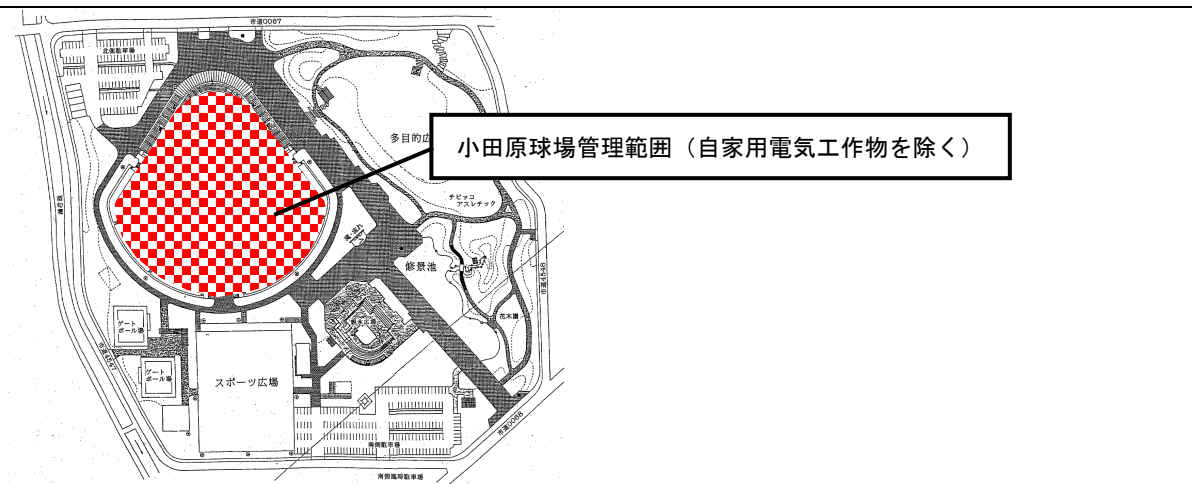
所在地	小田原市東大友113番地
公園種別	総合公園
面積	99,186.0㎡
開設年月	平成2年10月(当初) 平成7年8月(最終)
所管課	小田原市みどり公園課 33-1586
主要施設	野球場(小田原球場)・スポーツ広場(上府中スポーツ広場) 多目的広場・ゲートボール場・チビッコアスレチック 修景池・親水広場・壁泉・滝の流れ・滝見小屋・花木園 駐車場・トイレ・その他



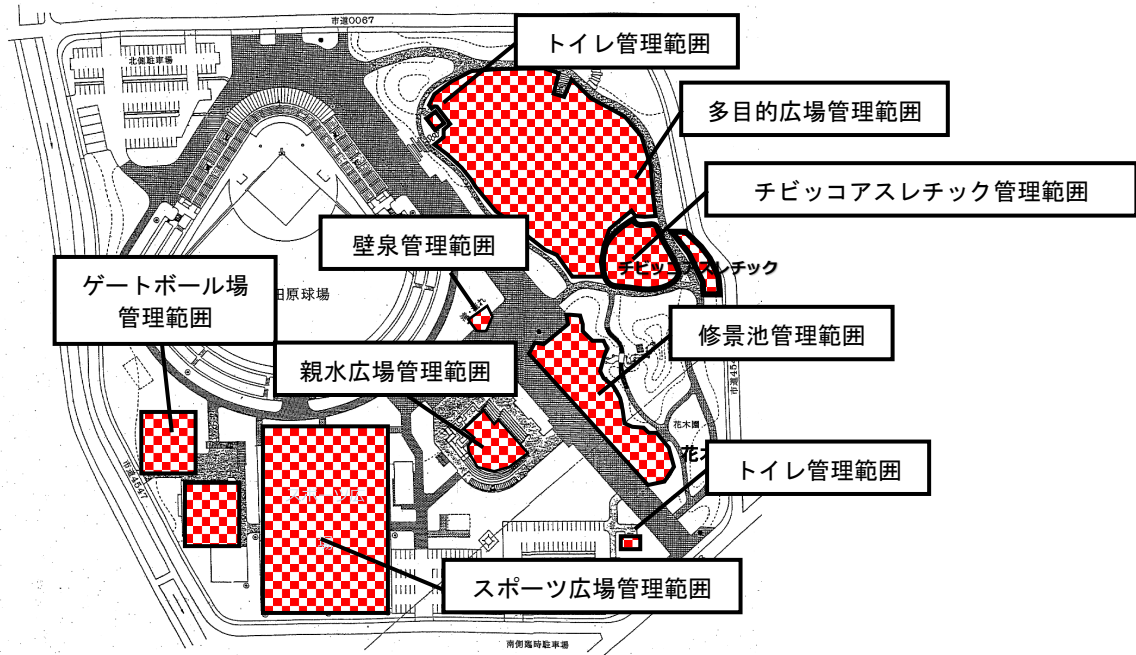
管理項目		管理水準			備考
		対象	規模・単位	回数	
巡視 →	日常巡視	園地、園内主要施設	1式	毎日	徒歩
	臨時巡視		1式	随時	台風時等
清掃	日常清掃	園地、園内主要施設	1式	開場日	
	臨時清掃		1式	随時	台風時等
除草	機械草刈	植物管理範囲の裸地	1式	3回/年	



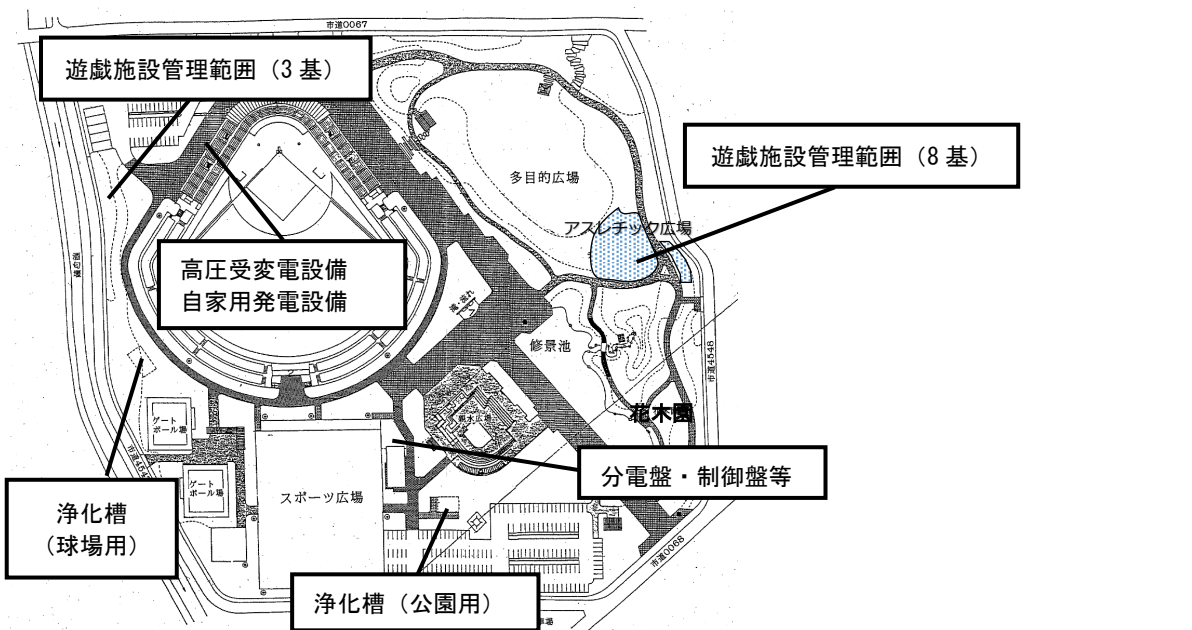
管理項目		管理水準			備考	
		対象	規模・単位	回数		
植栽林管理	整枝剪定	景観上必要な樹木	2,096 m <sup>2</sup>	随時		
	枯損木等除去	必要な樹木に限る	2,096 m <sup>2</sup>	随時		
	病虫害防除	チャドクガ、アブラムシなど	1式	随時		
樹木管理	高木管理	剪定	必要な樹木に限る	1式	1回/年	
	低木管理	刈込み	全て	6,256 m <sup>2</sup>	1回/年	H≒0.6m
	バラ	剪定	花木園	125本	随時	
		花がら摘み				
		施肥 除草				
	ハナショウブ	株分け・植付	修景池	95 m <sup>2</sup>	1回/年	
	共通事項	病虫害防除	チャドクガ、アブラムシなど	1式	随時	
枯損木等除去		必要な樹木に限る	1式	随時		
灌水		必要な樹木に限る	1式	随時		



管理項目		管理水準			備考		
		対象	規模・単位	回数			
グラウンド管理	日常点検		グラウンド内	1式	開場日		
	日常整備	ブラシ掛け、ライン引き、散水等	クレー	4,341㎡	随時	12・1月除く	
	定期整備	不陸整正ほか	芝刈り	クレー	4,341㎡	1回/週	12・1月除く
			外野芝生		7,865㎡	14回/年	4～10月 各月2回以上
		施肥			3回/年		
		サッチング			1回/年		
		エアレーション			1回/年		
		目土入れ			1回/年		
		散水			随時		
		除草			2回/年		
		病虫害防除			随時		
		排水溝清掃		側溝、樹等	1式	1回/年	
	外野スタンド管理	芝刈り		スタンド芝生	2,443㎡	3回/年	
施肥				1回/年			
散水				随時			
除草				2回/年			
病虫害防除				随時			
内野スタンド管理	定期清掃		ベンチ、床等	2,168㎡	2回/年	3,095席	
建物管理	日常点検		建物内	1式	開場日		
	玄関・廊下	日常清掃		1式	開場日		
	諸室	定期清掃	各室、シャワー室等	1式	2回/週	掃除機	
	トイレ	日常清掃	床面、便器等	5カ所	開場日		
	窓	定期清掃	ガラス、サッシ等	1式	2回/月		
電気・機械設備	日常点検		各種施設、設備	1式	開場日		
	スコアボード	定期点検	操作盤、表示ユニット等	1式	1回/年		
	放送設備	定期点検	増幅器、スピーカー等	1式	1回/年		
	空調設備	定期点検		1式	1回/年		
	消防設備	定期点検	火災報知器等	1式	2回/年	法定点検	
	自動ドア	定期点検	玄関自動ドア	1式	1回/年		
	照明設備	巡視点検	ナイター照明	6基	開場日		
臨時点検		各種施設・設備等	1式	随時	台風時等		
修理等	補修、部品交換等		各種施設、設備等	1式	随時		
	ランプ交換等		ナイター照明	1式	随時		



管理項目		管理水準			備考	
		対象	規模・単位	回数		
スポーツ広場	日常点検	フェンス、ナイター照明等	1式	開場日		
	定期点検		1式	1回/年		
	観覧席清掃		1式	随時		
	定期整備	不陸整正・転圧		7,000㎡	4回/年	
		排水溝清掃	排水溝、樹等	1式	1回/年	
臨時措置		砂補充、修繕等	1式	随時		
ゲートボール場	日常点検		1式	開場日		
	定期整備	不陸整正・転圧		1,370㎡	1回/年	
		排水溝清掃	排水溝、樹等	1式	1回/年	
	臨時措置		砂補充、修繕等	1式	随時	
多目的広場	日常点検		1式	開場日		
	定期整備	芝刈り		9,400㎡	2回/月	冬期は適宜
		施肥		9,400㎡	1回/年	
		散水		9,400㎡	随時	
		除草		9,400㎡	1回/年	
チビッコアスレチック	日常点検	舗装	1式	開場日		
	定期整備	不陸整正・転圧		1,376㎡	1回/年	
	臨時措置		砂補充、修繕等	1式	随時	
修景池	日常点検		1式	開場日		
	定期整備	水面清掃	落葉等浮遊物	1式	随時	
		水抜き清掃	堆積物除去	1式	1回/年	
親水広場・壁泉	日常点検		1式	開場日		
	定期整備	水面清掃	落葉等浮遊物	1式	随時	4~10月
		水抜き清掃・消毒		1式	1回/週	4~10月
トイレ	日常点検	水洗い、拭き掃除	床面、便器等	2カ所	開場日	
	清掃	ペーパー補充		1式	適宜	
臨時点検		各種施設・設備等	1式	随時	台風時等	
修理等	補修、部品交換等	各種施設、設備等	1式	随時		
	ランプ交換等	公園灯等	1式	随時		



管理項目		管理水準			備考	
		対象	規模・単位	回数		
園路広場	日常点検	園路・広場	1 式	開場日	巡視時等	
	定期点検		1 式	1 回/年		
遊戯施設	日常点検	遊具・砂場等	11 基	開場日	巡視時等	
	定期点検		11 基	1 回/年		
給水施設	日常点検	水飲み (9基)、散水栓 (27基) ポンプ類	1 式	開場日	巡視時等	
	定期点検		1 式	1 回/年		
排水施設	日常点検	側溝、樹類	1 式	随時		
	定期点検		1 式	1 回/年		
	管・樹清掃		1 式	1 回/年		
工作物	日常点検	案内板、ベンチ、柵、手すり、車止め等	1 式	随時		
	定期点検		1 式	1 回/年		
	清掃		1 式	1 回/週		
電気・機械設備	自家発電設備	月次点検	高圧受変電設備 (6, 600V、925KVA) ほか	1 式	1 回/月	法定点検
		年次点検		1 式	1 回/年	法定点検
		工事中点検		1 式	1 回/週	法定点検
		精密点検		1 式	適宜	法定点検
	自家発電設備	保守点検	電気室内 (200V、30KVA)	1 基	1 回/年	法定点検
	照明設備	日常点検	公園灯	63 基	随時	夜間巡回時等
		定期点検		63 基	1 回/年	
	放送設備	清掃点検	屋外スピーカー等	39 基	1 回/年	
浄化槽	定期点検	球場用) 合併・接触ばっ気 1, 265 人槽	2 基	1 回/2 週	法定点検	
	清掃	公園用) 合併・接触ばっ気 330 人槽	2 基	1 回/年以上	法定	
	水質検査		2 基	1 回/年	水濁法	
臨時点検		各種施設・設備等	1 式	随時	台風時等	
修理等	補修、部品交換等	各種施設・設備等	1 式	随時		
	ランプ交換等	公園灯等	1 式	随時		

## 1 目的

上府中公園の警備業務及びこれに付随する業務等の合理的かつ効率的な履行を目的として次の業務を実施する。

## 2 業務場所

小田原市東大友 1 1 3 番地 上府中公園

## 3 配置場所及び人数

区分	夜間	休場日
配置人数	1名	1名

## 4 業務内容

## (1) 上府中公園内の巡視

## ア 巡回内容

- (ア) 発火源・危険物・特殊可燃物の点検・確認と処置
- (イ) 火気使用場所・ガス元栓・湯沸室・たばこの吸殻及び灰皿等の点検確認と処理
- (ウ) 照明器具の点灯・消灯及び電気関係スイッチの点検確認
- (エ) 消火栓・消火器等防火設備の外観点検とその処置
- (オ) 火災の早期発見と初期消火
- (カ) 事故発生時における消防署・警察署及び関係者に対する通報連絡
- (キ) 扉・窓・シャッターその他出入箇所の施錠点検と確認
- (ク) 潜伏者・徘徊者・不審者の発見とその処置
- (ケ) ガス湯沸器の点検及び消火
- (コ) 建物・設備等の不良箇所の発見とその処置

## イ 巡回時刻

開場日	18時・21時・23時・4時・6時
休場日	9時・11時・14時・16時・18時・21時・23時・4時・6時

※週に2回、巡回時間を1時間程度変更すること。

## ウ 巡回ルート・方法

「園地の巡視・清掃」に示すルートを基本とし徒歩によること。

## (2) 出入り口の鍵の開閉

## ア 鍵の開閉箇所と時刻

	開錠時刻	施錠時刻
①公園出入口	9時	21時
②グラウンド通用門	使用開始時刻の15分前	21時 終了時刻の15分後
③北側駐車場	9時	21時
④南側駐車場	9時	21時
⑤管理棟正面	8時	21時
⑥スコアボード出入口	使用開始時刻の15分前	終了時刻の15分後

※施設の使用状況に応じ作業時刻を変更することがある。

※休場日の場合は、上記①の「公園出入口」のみとする。

## イ 鍵の取扱い

業務中の出入口の鍵は警備員が保管し、鍵の授受は「鍵受渡簿」により行い、不必要な貸出しを行わ



ないこと。

(3) 出入者の監視等

ア 小田原球場の開場時間外・休場日の利用者については、「時間外出入者名簿」に必要事項を記入させた後において野球場への入場を許可すること。ただし、次の者は原則として入場を拒否すること。

(ア) 球場管理規則に規定する禁止行為をする者、又はしようとする者

(イ) 身分を明らかにせず、用件を明示せずに入場する者

(ウ) 明らかに挙動が不審な者

(エ) 許可なく危険物を持ち込む者

イ 来賓の取次ぎ・その他来場者に対しては、市職員に準じた自覚を持って丁寧に対応すること。

(4) 国旗、市旗の掲揚・降納

ア 原則として国旗・市旗を毎日指定された場所に午前8時から午後6時まで掲揚すること。

イ 国旗・市旗の取扱い・保管は、十分注意を払い遺漏のないようにすること。

(5) 書類の受理、郵便物等の預り及び利用案内

ア 各種届出書及び郵便物等の取扱いは注意して保管し、翌日担当者に引き渡すこと。

イ 単に預かりに止め、書類の発行は一切行わないこと。

(6) 火災・火災警報・事故等の連絡及びその処置

ア 野球場等で火災が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、消防署・警察署及び市担当者、管理所長に通報すること。また、野球場近辺の火災の発生についても同様の措置を行うこと。

イ 暴力的行為によって野球場等が破壊されようとするとき、または、破壊されたときは、前号に準じて措置を講ずること。

ウ 挙動不審者の侵入、並びに盗難等が発生した場合は、速やかに最寄りの派出所（上府中駐在所）に通報すること。

エ 火災、風水害、その他の非常事態が発生または発生が予測されるときは、各関係者に通報連絡すること。

(7) 日誌等の作成

ア 勤務時間中に取り扱った事項及び巡回記録等は日誌に記載すること。

イ 警備員は、警備業務の開始前に、次に掲げる簿冊及び物品等を管理所長から引き継ぎ、業務が終了したときは、必要事項を記載し、管理所長に引渡すこと。

(ア) 警備業務日誌

(イ) 時間外球場出入者名簿

5 警備業務に伴う留意事項

(1) 警備員は、身元が確実で心身共に健康な者で、「警備業法」の要件を満たす者とする。

(2) 業務に先立ち警備員の氏名、資格等を記載した書類に写真を貼付して、市に提出すること。

(3) 市の承認を得た清潔な衣服、帽子、靴、手袋等を着用し、胸部にネームバッジを付けること。

(4) 電話及び来客の対応は、相手に敬意を払い親切丁寧に接し、不快感を与えないよう心掛けること。

(5) 問題が生じた場合で判断ができないときは、直ちに管理所長に連絡して指示を仰ぎ、みだりに問題を大きくしないよう努めること。

(6) 管理事務所を定位置とし、業務遂行上の目的以外にみだりに定位置を離れないこと。

(7) 仮眠室は、別室に市が指定するものとし、仮眠用品等は受託者で用意する。

(8) 警備員が病気、事故等により執務を服せなくなった場合は、直ちに当日の勤務に支障がないよう熟練者の配置をすること。